



平成 22 年 2 月 17 日

各 位

会社名 チムニー株式会社
代表者名 代表取締役社長 和泉 学
(コード番号：3362 東証第二部)
問合せ先 取締役専務執行役員管理本部長 山口 実
電話番号 03-3626-2341

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更、及び全部取得条項付普通株式（下記「I. 1 (1) 変更の理由②」において定義いたします。）の取得について、平成 22 年 3 月 24 日開催予定の当社の第 26 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に付議することを決議し、また、全部取得条項に係る定款一部変更について、本定時株主総会と同日開催予定の当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 当社完全子会社化のための定款一部変更

1 種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件-1」）

(1) 変更の理由

平成 21 年 11 月 6 日付のプレスリリース「MBO の実施及び応募の推奨に関するお知らせ」、及び同年 12 月 22 日付のプレスリリース「株式会社エフ・ディーによる当社株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」等にてご報告申し上げておりますとおり、カーライル・グループに属する投資ファンドであり、ケイマン諸島法に基づき設立されたリミテッド・パートナーシップである CJP II General Partner, L.P. が当社の株式を取得及び保有することを目的として設立した株式会社エフ・ディー（以下「エフ・ディー」といいます。）は、平成 21 年 11 月 9 日から当社普通株式及び当社新株予約権を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、平成 21 年 12 月 29 日の決済開始日をもって、当社普通株式 7,968,128 株（総株主の議決権の数に対する割合 87.56%）を保有するに至りました。

現在、居酒屋業界を含む外食産業は、市場規模が縮小し続けていることに加え、世界的金融不安による景気の低迷及びそれによる一段の消費の落込み、中食事業の発展による外食機会の減少、当社と同様の事業を展開する同業他社による積極出店・既存店での値引きも含めた激しい競争環境、さらには、昨年夏の長雨や冷夏の影響など、予断を許さない状

況が続いております。このような厳しい経営環境に対応し、中長期的な観点から企業価値を向上させるためには、これまで当社が実施してまいりました対応に加えて、成長力の原点である「人財」の従前以上の組織への求心力と、経営基盤の強化を実現できる枠組みを構築することが急務であると判断いたしました。さらに、経営基盤の強化のための諸施策の実施のためには積極的な投資が必要になることから、コストの先行とその結果が想定どおりの効果を必ずしも生み出さないリスクが想定され、そのため、現在の厳しい環境に対応するための経営と、中長期的な視点に立った経営基盤の強化を同時並行で実行することは、一時的に当社の経営成績の悪化や、現在の事業モデルの維持、あるいは将来に向けた成長モデルの継続ができなくなる事態を招く恐れがあり、その結果、資本市場から当社の経営に対して十分な評価を得られない可能性があるかと判断いたしました。以上を踏まえ、このような中期に渡るリスクを一般株主に負っていただくことを回避するとともに、今後の経営方針を共有した経営支援経験が豊かな第三者と当社との協働で事業を展開していくことが、当社の企業価値の更なる向上には必要であるとして、マネジメント・バイアウトの手法による当社の完全子会社化が最善の方策であるとの結論に至りました。

以上を踏まえ、当社は、以下の①から③の方法（以下、総称して「本完全子会社化手続」といいます。）によりエフ・ディーの完全子会社となることといたしました。

- ① 当社定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設いたします。
かかる種類株式としては、以下の定款変更案に定める内容のA種種類株式（以下「A種種類株式」といいます。）を設けることといたします。
- ② 上記①による変更後の当社定款の一部をさらに変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項（以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設いたします。なお、全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。
- ③ 会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、株主様（当社を除きます。以下同じ。）から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得の対価として、当社は、各株主様に対し、全部取得条項付普通株式1株と引換えにA種種類株式2,656,043分の1株を交付いたします。この際、エフ・ディー以外の各株主様に対して取得対価として割り当てられるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

株主様に対するA種種類株式の割当ての結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（ただし、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、この売却により得られた代金をその端数に応じて株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式をエフ・ディーに売却すること、または会社法第234条第2項及び第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式を当社が買い取ることを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、別途定める基準日（取得日の前日を基準日とすることを予定しております。）において各株主様が保有する当社普通株式数に金2,260円（本公開買付けにおける1株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各株主様に交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

「定款一部変更の件-1」は、本完全子会社化手続のうち①を実施するものであります。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第171条第1項、第108条第1項第7号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、種類株式を発行する旨の定めを新設するものであります。かかる種類株式としては、以下の定款変更案に定める内容のA種種類株式を設けることとしております。なお、「全部取得条項付普通株式の取得の件」でご説明申し上げますとおり、上記③における全部取得条項付普通株式の取得対価はA種種類株式としております。

また、これまで当社は、当社定款第8条におきまして、当社の事務負担の軽減を図るため、100株を単元株式数として規定していたところ、同条は、当社普通株式に単元株式数を定めるものであり（A種種類株式の単元株式数は1株とし、実質的には単元株式制度を利用いたしません。）、その趣旨を明確にするために所要の変更をするものであります。

なお、「定款一部変更の件-1」に係る定款の一部変更は、「定款一部変更の件-1」に係る議案が本定時株主総会において承認された時点でその効力を生じるものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、30,000,000株とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、30,000,000株とし、<u>このうち普通株式の発行可能種類株式総数は29,999,900株、A種種類株式の発行可能種類株式総数は100株とする。</u></p> <p><u>(A種種類株式)</u> 第6条の2 当社は、残余財産を分配するときは、<u>A種種類株式を有する株主（以下「A種株主」という。）</u>または<u>A種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）</u>に対し、<u>普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）</u>または<u>普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）</u>に先立ち、<u>A種種類株式1株につき1円（以下「A種残余財産分配額」という。）</u>を支払う。<u>A種株主またはA種登録株式質権者</u>に対してA種残余財産分配額の金</p>

<p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>は普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A種株主またはA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の<u>普通株式の単元株式数は、100株とし、A種種類株式の単元株式数は1株とする。</u></p> <p>(種類株主総会) <u>第18条の2 第14条、第15条、第17条及び第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> <u>2. 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u> <u>3. 第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>
--	---

2 全部取得条項に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件-2」）

(1) 変更の理由

「定款一部変更の件-1」でご説明申し上げておりますとおり、当社は、今後の経営方針を共有した経営支援経験が豊かな第三者と当社との協働で事業を展開していくことが、当社の企業価値の更なる向上には必要であるとして、マネジメント・バイアウトの手法により当社がエフ・ディーの完全子会社となることが最善の方策であるとの結論に至り、本完全子会社化手続を行うことといたしました。

「定款一部変更の件-2」は、本完全子会社化手続のうち②を実施するものであり、「定款一部変更の件-1」による変更後の当社定款の一部をさらに変更し、当社普通株式に、全部取得条項を付す旨の定めとして、追加変更案第6条の3を新設するものであります。

「定款一部変更の件-2」に係る議案が承認され、当該定款変更の効力が生じた場合には、当社普通株式は全て全部取得条項付普通株式となります。

また、「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案が承認された場合、当社は株主様から全部取得条項付普通株式を取得いたしますが（本完全子会社化手続の③）、当該取得と引換えに当社が株主様に交付する取得対価は、「定款一部変更の件-1」に係る定款変更により設けられるA種種類株式とし、当社が全部取得条項付普通株式1株につき株主様に割り当てるA種種類株式の数は、エフ・ディー以外の各株主様に対して当社が割り当てるA種種類株式の数が1株未満の端数となるように、2,656,043分の1株としておりま

す。

なお、「定款一部変更の件-2」に係る定款変更の効力発生は、①「定款一部変更の件-1」に係る議案のご承認が得られること、②「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案のご承認が得られること及び③本種類株主総会において「定款一部変更の件-2」に係る議案のご承認が得られることを条件といたします。

また、「定款一部変更の件-2」に係る定款変更の効力発生日は、平成22年4月27日といたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

「定款一部変更の件-1」に係る変更後の定款	追加変更案
(新 設)	(全部取得条項) <u>第6条の3 当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を2,656,043分の1株の割合をもって交付する。</u>

II. 全部取得条項付普通株式の取得の件

1 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

「定款一部変更の件-1」でご説明申し上げておりますとおり、当社は、今後の経営方針を共有した経営支援経験が豊かな第三者と当社との協働で事業を展開していくことが、当社の企業価値の更なる向上には必要であるとして、マネジメント・バイアウトの手法により当社がエフ・ディーの完全子会社となることが最善の方策であるとの結論に至り、本完全子会社化手続を行うことといたしました。

全部取得条項付普通株式の取得は、本完全子会社化手続のうち③を実施するものであり、会社法第171条第1項並びに「定款一部変更の件-1」及び「定款一部変更の件-2」による変更後の当社定款に基づき、株主総会の決議によって、株主様から全部取得条項付普通株式全てを取得し、当該取得と引換えに、以下に定めるとおり、各株主様に対し取得対価を交付するものであります。

「定款一部変更の件-2」に係る変更後の当社定款の規定に基づき、全部取得条項付普通株式の取得対価としては、「定款一部変更の件-1」に係る定款変更により設けられるA種種類株式とし、全部取得条項付普通株式1株につき割り当てられるA種種類株式の数は2,656,043分の1株とさせていただきます。この結果、「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案が承認された場合、エフ・ディー以外の各株主様に対して当社が割り当てるA種種類株

式の数、1株未満の端数となる予定です。このように、割り当てられるA種種類株式の数が1株未満の端数となる株主様に関しましては、会社法第234条の定めに従って以下のとおり1株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

当社では、「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案が承認された場合に、株主様に割り当てられることとなる1株未満の端数の合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のA種種類株式について、会社法第234条第2項の規定に基づく裁判所の許可を得たうえで、エフ・ディーに対して売却すること、または会社法第234条第2項及び第4項の規定に基づく裁判所の許可を得たうえで、当社が買い取ることを予定しております。この場合の当社のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られる場合には、別途定める基準日（取得日の前日を基準日とすることを予定しております。）において各株主様が保有する当社普通株式数に金2,260円（本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各株主様に交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

2 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第171条並びに「定款一部変更の件-1」及び「定款一部変更の件-2」による変更後の当社定款の規定に基づき、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、取得日（下記(2)にて定めます。）において、別途定める基準日（取得日の前日を基準日とすることを予定しております。）の最終の当社の株主名簿に記録された全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を2,656,043分の1株の割合をもって交付いたします。

(2) 取得日

平成22年4月27日

(3) その他

「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る全部取得条項付普通株式の取得の効力発生は、「定款一部変更の件-1」及び「定款一部変更の件-2」に係る定款変更の効力が生じることを条件といたします。

なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

3 上場廃止

本定時株主総会において「定款一部変更の件-1」、「定款一部変更の件-2」、及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案が原案どおり承認可決され、本種類株主総会において「定款一部変更の件-2」に係る議案のご承認が得られた場合には、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所市場第二部（以下「東証二部」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなり、平成22年3月24日から平成22年4月21日まで整理銘柄に指定された後、平成

22年4月22日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東証二部において取引することはできません。

Ⅲ. 本完全子会社化手続の日程の概要（予定）

本完全子会社化手続の日程の概略（予定）は以下のとおりです。

本種類株主総会の基準日公告	平成21年12月14日(月)
本定時株主総会及び本種類株主総会基準日	平成21年12月31日(木)
本定時株主総会及び本種類株主総会招集に関する取締役会決議	平成22年2月17日(水)
本定時株主総会及び本種類株主総会の開催	平成22年3月24日(水)
種類株式発行に係る定款一部変更（「定款一部変更の件-1」）の効力発生日	平成22年3月24日(水)
当社普通株式の東証二部における整理銘柄への指定	平成22年3月24日(水)
当社普通株式の東証二部における売買最終日	平成22年4月21日(水)
当社普通株式の東証二部における上場廃止日	平成22年4月22日(木)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付に係る基準日	平成22年4月26日(月)
全部取得条項に係る定款一部変更（「定款一部変更の件-2」）の効力発生日	平成22年4月27日(火)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成22年4月27日(火)

以上